

「健康食品」の表示・広告

栄養成分表示 1

栄養成分の表示は任意表示事項であるが、加工食品等に、日本語で栄養成分・熱量に関する表示をする場合には、決められた栄養成分表示を行う必要が生じる。

カルシウム
たっぷり

栄養成分表示 (100g 当たり)

エネルギー	480kcal
たんぱく質	19.5g
脂質	18g
炭水化物	60g
ナトリウム	1574mg
(食塩相当量)	4g)



カロリー
控えめ

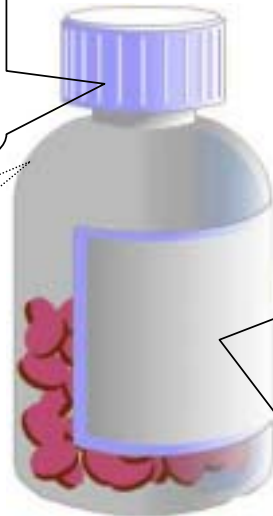
栄養成分、非栄養成分例：別添3

栄養成分表示 2

- 栄養成分(カルシウムなどの栄養成分やカロリー(エネルギー))を表示する場合には、エネルギー、蛋白質、脂質、炭水化物、ナトリウムなどを必ず記載する。
- 栄養成分について、たっぷり・豊富、少ない・無などの強調表示を行う場合には基準値を満たしている必要がある。

「カルシウム豊富」の表示 栄養成分表示を必ず行う。
 「ポリフェノール豊富」の表示 栄養成分ではないため含有量の表示義務はない。

「クロム含有」などの表示がなければ、この中にクロムが実際には多量に含まれていたとしても、栄養成分の量の記載義務はない。



栄養成分の表示

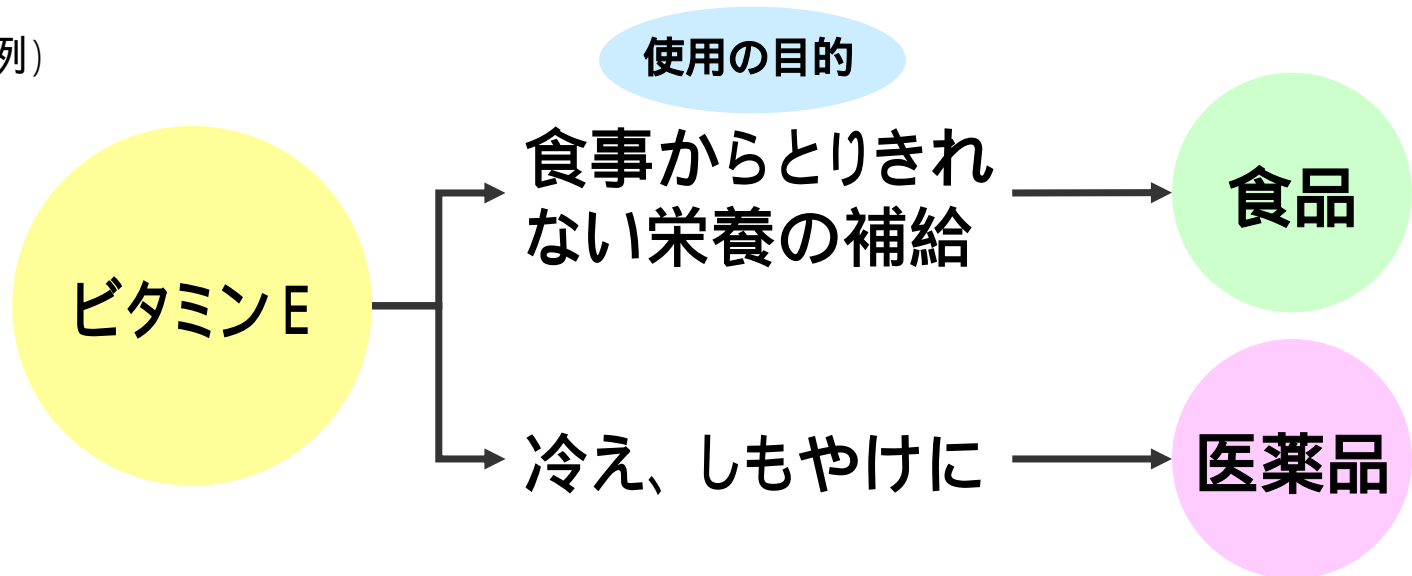
栄養成分表示(g 当たり)

エネルギー	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
炭水化物	g
ナトリウム	mg
カルシウム	mg

薬事法の規定

実際の薬理作用の有無に関わらず、薬事法に定められた「医薬品の目的性」を有するものは、医薬品とみなされる。それが、医薬品としての承認・許可を有していない場合は、「無承認無許可医薬品」となり、製造・販売等が薬事法に違反する。

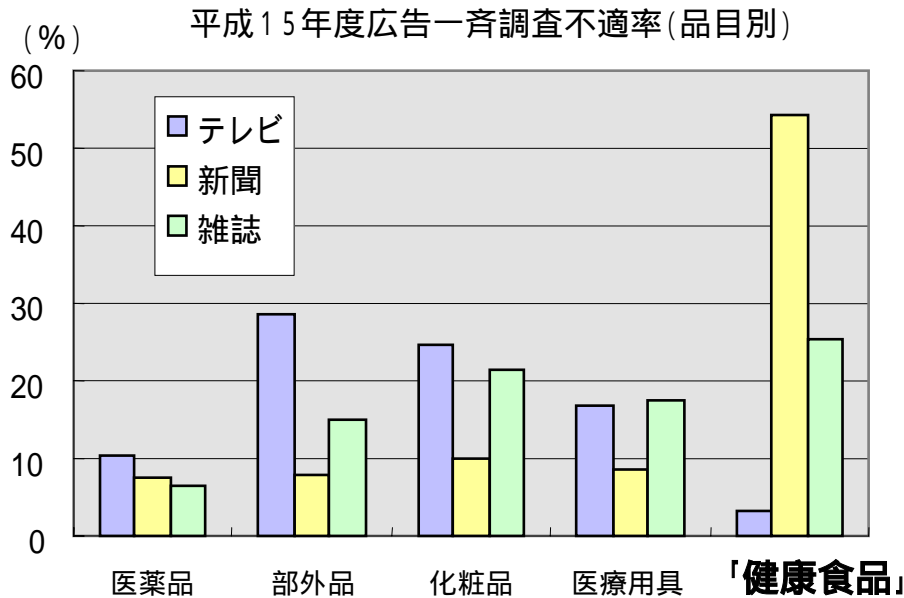
例)



薬事法不適表示・広告事例

<不適判断例>

- たばこに含まれるニコチンなどの有害物質を解毒させる作用
- 血糖と脂質を有効的に調節します
- やさしくお通じの悩みを解消
- 花粉症におすすめ
- 利尿作用でセルライトを解消
- お通じが不規則で便秘がちな方、肌荒れ・ニキビが気になる方
- 糖吸収を制御し、血糖降下を促進



調査: 東京都

健康増進法の規定

食品として販売に供するものに関して行う広告・表示で健康の保持増進効果を表示する場合、事実と相違するもの、著しく人を誤認させるものであってはならない。

1 健康保持増進効果等に該当するか

健康の保持増進効果
厚生労働省令で定める事項
間接的な健康保持増進効果等

2 「著しく事実と相違する」「著しく人を誤認させる」表示であるか

著しく事実と相違する表示、著しく人を誤認させる表示であるか否かの判断に当たっては、表示内容全体から一般消費者が受ける印象・認識が基準となる。

「対象食品(誤った期待を抱きやすい性質の食品か)」「アピール内容の強弱」を判断軸に、国民の健康づくりに与える悪影響度を勘案して判断する。

広告と判断されるもの

顧客を誘引する(顧客の購入意欲を昂進させる)意図が明確である
特定の食品の商品名等が明らかにされている
一般人が認知できる状態にある
薬事法も同様

健康増進法不適事例

< 健康増進法に基づく国の指導事例 >

バイブル本(ガン等の重篤疾病が食品を摂取することで自己治癒できるかのような誇大表示を行う書籍であって、その説明の付近に当該食品の販売業者の連絡先等を記載している、誇大広告と認められる書籍)に対する指導

インターネット広告における誇大表示に対する指導

(例) 体に安全な保健機能食品(栄養機能食品)として認められている

(国から許可された商品であると誤認させる表示)

薬事法と健康増進法の違い【表示基準】

	薬事法	健康増進法
違法表示の判定	<p>形式的審査</p> <p>薬事法上の承認を得ていない限り、医薬品的効能効果を標榜した時点で、形式的に違法と判定。</p>	<p>実質的審査</p> <p>科学的根拠の有無を実質審査。表示と根拠が適切に対応していない虚偽誇大広告等を違法と判定。</p>
違法表示の考え方	<p>事実上広い</p> <p>実際の健康保持増進効果の有無、根拠の程度を問わず、「健康食品」が医薬品的効能効果を標榜することを認めない。</p>	<p>事実上狭い</p> <p>国民の健康づくりに悪影響を及ぼす虚偽誇大広告等が対象。</p>

薬事法と健康増進法の違い【違法表示例】

	薬事法	健康増進法
(表示例) 脂肪を燃焼させる	人の身体の構造に影響を及ぼす効果を標榜しており、 違法 。	必ずしも健康づくりに悪影響を及ぼす表示ではなく、その効果に適切な根拠がある限り、 違法ではない 。
(表示例) 免疫力を高める	人の身体の機能に影響を及ぼす効果を標榜しており、 違法 。	必ずしも健康づくりに悪影響を及ぼす表示ではなく、その効果に適切な根拠がある限り、 違法ではない 。
(表示例) 免疫力を高めることにより、ガン細胞を消滅させる効果が得られます	人の身体の機能に影響を及ぼす効果及び疾病の治療効果を標榜しており、 違法 。	重篤疾病であるガンが自己治癒可能であるかのように誤認させるものであり、著しく人を誤認させる表示として、 違法 。
(表示例) 厚生労働省お墨付きの健康食品です(特定保健用食品ではない)	医薬品的効能効果ではなく、 違法ではない 。	厚生労働省が効果にお墨付きを与えた事実はなく、著しい事実と異なる表示として、 違法 。

薬事法と健康増進法の違い(都道府県の役割)

< 薬事法 >

< 健康増進法 >

厚生労働大臣
地方厚生局長

直接指導することではなく、違反と思われる事例を発見した場合には、都道府県へ通報する。

国民の健康の保持増進に重大な影響を与えるおそれがある表示に関し、必要な措置をとるべき旨の**勧告**

正当な理由なく、勧告に係る措置をとらなかった場合、その者に対しその勧告に係る措置をとるべきことを**命令**

地方自治体

無承認無許可医薬品の**製造・販売禁止、回収の指示**
虚偽誇大広告の改善指導
(医薬品と誤認を招く広告)

事前相談における行政指導及び違反と想定される事例を発見した際の国への通報

罰則

2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金、或いは3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金)

命令に従わなかった場合、**罰則**が適用(6月以下の懲役又は100万円以下の罰金)